

## 目 次

はじめに .....	1
I 対象となる債権・事件数と手続き利用者 .....	2
II 債務弁済協定調停の終了原因 .....	13
結びにかえて .....	19

## はじめに

日本の破産法には免責制度が存在する。この制度を利用すれば、経済的に困窮し、借金を重ね、返済不能に陥った場合でも、現在有している財産の限度で責任を免れることになる。一部の消費者金融機関の過剰な貸付行為と酷薄な取立行為に直面する消費者債務者にとって、かかる制度の恩恵は計り知れない。自然人は法人とは異なり、破産手続き後もその法人格が存続するため、それまでの負債を清算することができれば、たとえば将来の収入により再び経済主体として市場で行動することができるからである。

免責制度を利用する人に対しては、「借りたものは返すべき」という素朴な道徳的批判がなされることがある。ただし、消費者金融機関がいわゆる多重債務者に対してかかる批判をなすことには問題がある。すでに免責制度の存在を前提にして貸付行為をなす以上、破産免責により債権を回収できなくなることは貸付のリスクとして当然計算すべきとも言えるからである。これに対して、不動産のような担保を原則として取らない消費者金融は消費者の将来収入に期待した貸付行為であるとの指摘がある。とすれば、いわゆる「消費者破産」のようなケースでは、固定主義を原則とする破産手続きの利用自体の適切さが問われることになり、将来の定期収入等を弁済原資とし得るような手続きの構想が求められることになる。

2000 年中にも成立が期待されるいわゆる個人債務者更生手続きは、和議法の機能不全への反省から債権者の同意要件を緩和し、将来の収入に基づく一定の期間の弁済を可能とするものである。この手続きの創設により「借りたものは返すべき」という素朴な道徳的批判を完全ではないにしても弱めることはできる。しかし、その一方で既存の倒産処理手続きとの関係をいかに考えるかという難問が生じる。たとえば、免責制度を有する破産手続きとの関係がどのようになるのかはまさにそうであり、また消費者債務の集団的な処理手続きとして現在注目されている債務弁済協定調停手続きや近時導入された特定調停手続きとの関係も整理しておく必要がある。

もともと、これらの諸問題を現時点においてすべて考察することはできない。さしあたり、本稿では債務弁済協定調停手続きに注目したい。この手続きは債権者の同意を必要とする点で異なるとはいえ、弁済計画を作成し、将来収入等の一部を弁済原資とする手続きとして現在活発に利用されており、民事再生法の特則手続きを考察する上でも貴重なデータを提供してくれる可能性があるからである。そこで、本稿では債務弁済協定調停手続きの実態を大阪地域のデータと和歌山地域のそれを比較しながら明らかにすることに努める。なお、データを提示しそれを分析することを主眼とする本稿の性質上、脚注等における参考文献の引用は差し控えた。

\* 和歌山地域の債務弁済協定調停手続きの概要については、すでに拙著『和歌山地域研究シリーズ 17 和歌山地域における債務弁済協定調停事件の実態』で一定の分析を加えた。本稿では、最低限そこの分析データを前提としながら大阪地域との比較を手続きの全体的な流れに沿って試みるべきであったが、なし得ていない。さしあたり、申立て件数と終局事由に限定して分析を行い、今後の発展的分析に向けたフレームワークの提供に努める。分析項目やその視点・方法については本稿でも基本的に同じであるため、拙著第1章および第2章を参照いただきたい。

\*\* 本調査・研究にあたっては、和歌山地方裁判所および簡易裁判所および大阪簡易裁判所の皆様には、公務ご多忙の折りにもかかわらず、深いご理解と多大なご協力を得ることができた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

また、お忙しい中、お時間を割いて記録調査実施にご協力をたまわった消費者倒産法研究会(代表:西澤宗英教授)の構成員の方々、および本稿においてデータの取り纏めと表・グラフの作成についてご助力いただいた和歌山大学大学院経済研究科の中元祥人氏、濱田久美子氏にも、感謝したい。

### 1 対象となる債権・事件数と手続き利用者

本節では、分析の対象となった債権数、事件数、手続き利用者の人数を手続き利用者の類型と終了原因ごとにまとめ、確認する。そして、これらに続いて、手続き利用者1人あたりの債権・事件数と債務の種類等を明らかにする。

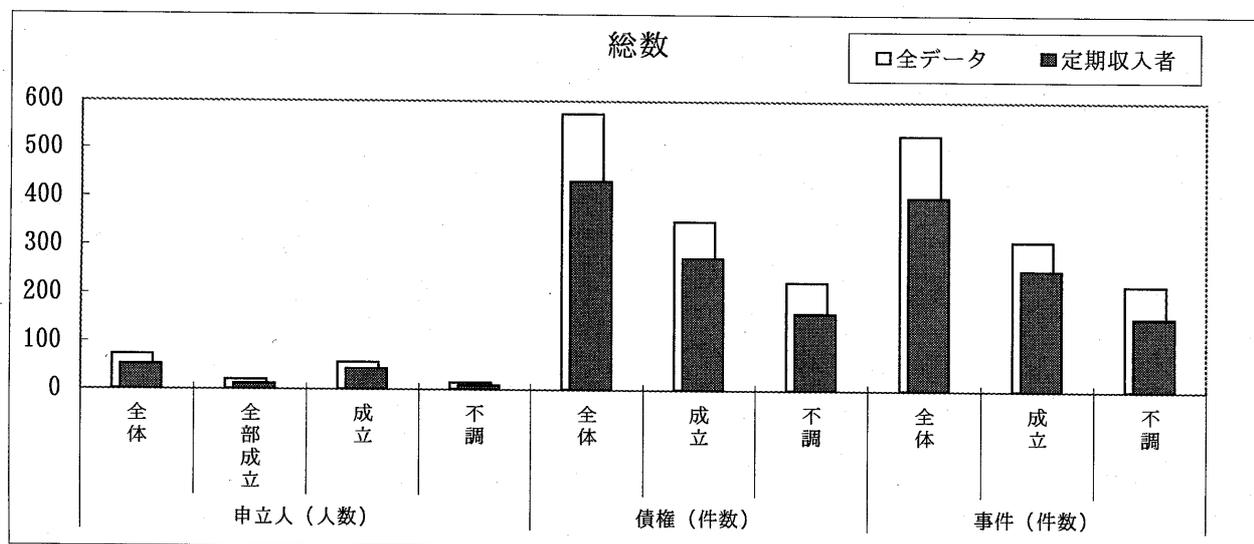
本稿において、「債権」および「事件」の「成立」は、当事者間で調停案につき合意が成立した場合と17条決定により調停が成立した場合の双方を含むものである。「不調」は、調停案の不成立、取下げ、13条による調停の拒否を合わせたものである。和歌山地域では「債権」と「事件」を区別しているが、これは事件番号が付された1件の事件記録の中に複数の債権が存在するものがあったため、これを区別した。大阪地域においても、このような「事件」は散見されたが、件数が少なかったため、複数の債務額を一括し、1「事件」として処理している。

「申立人」の「全部成立」という項目は、申し立てた債務すべてについて調停が合意ないし17条決定により成立した場合を意味する。これに対し、「申立人」の「成立」は、申し立てた債務のうち、1つでも調停が合意ないし17条決定により成立した場合を示す。したがって、「成立」は「全部成立」を含む広いカテゴリーとなる。また、「申立人」の「不調」は、申し立てた債務がすべて「債権」ないし「事件」で言うところの不調に終わった場合を指す。

【表 1-1 総数(和歌山)】

総数	申立人(人数)				債権(件数)			事件(件数)		
	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調	全体	成立	不調
全データ	73	21	57	16	573	350	223	528	310	218
定期収入者	53	13	43	10	433	274	159	400	249	151

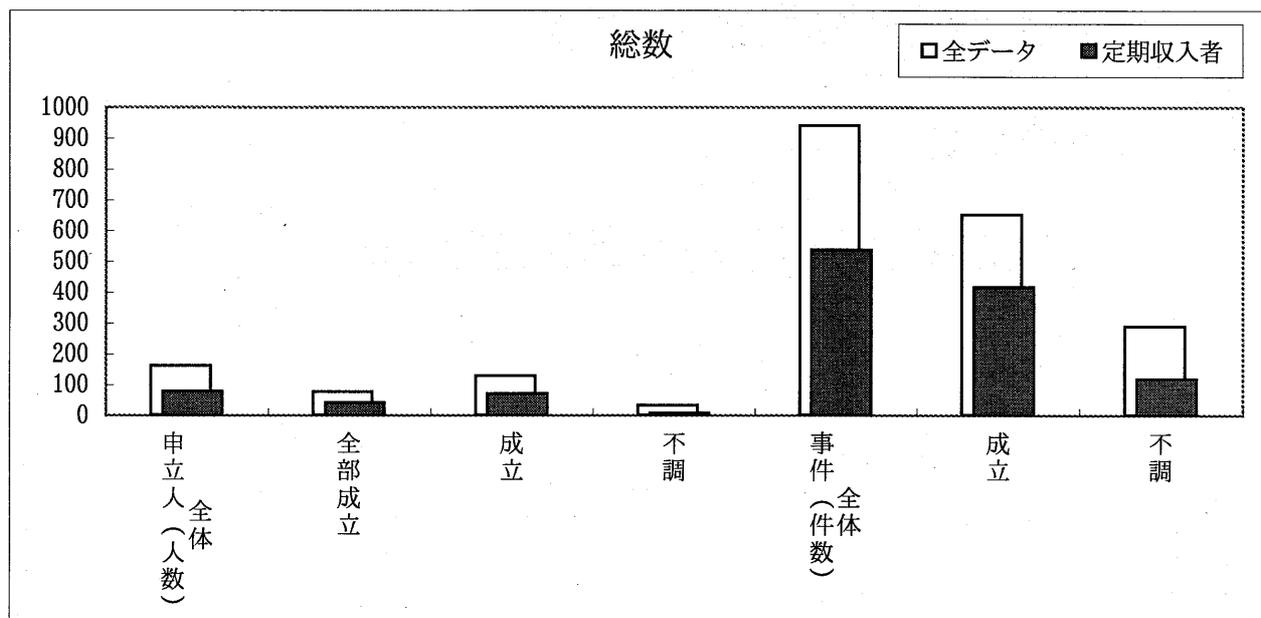
【グラフ 1-1 総数(和歌山)】



【表 1-1 総数(大阪)】

総数	申立人(人数)				事件(件数)		
	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調
全データ	161	76	129	32	942	652	290
定期収入者	78	41	71	7	536	417	119

【グラフ 1-1 総数(大阪)】



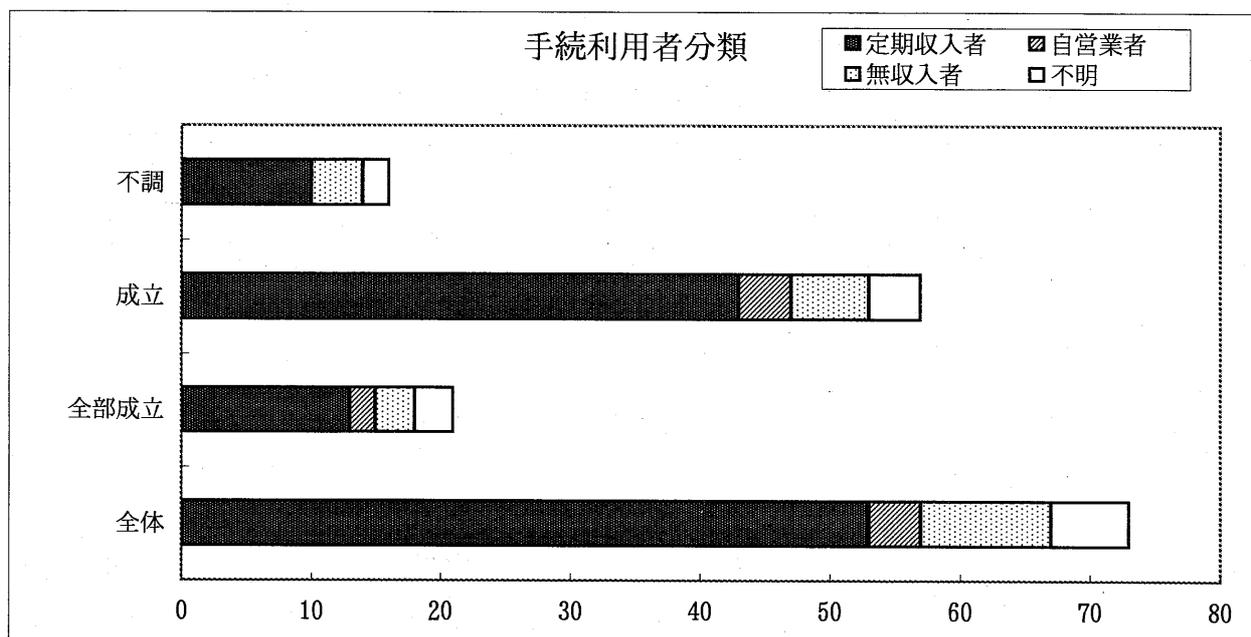
【表 1-1 総数(和歌山)】、【グラフ 1-1 総数(和歌山)】から、和歌山地域の申立て人の数は 73 人、債権数は 573 件、事件数は 528 件であることがわかる。これに対し、【表 1-1 総数(大阪)】、【グラフ 1-1 総数(大阪)】から、大阪地域の申立て人数は 161 人、事件数は 942 件であることがわかる。「事件」に関する分析はⅡに譲るとして、これらの表・グラフで注意を引かれるのは、「全部成立」の人数の割合である。大阪地域では、「全体」の半数近くの申立て人が「全部成立」している。和歌山地域では債権者全員から調停案に同意を得ることは困難であるのに対し、大阪地域では比較的容易に同意を調達することが出来るようである。

さらに、手続き利用者については、「定期収入者」、「自営業者」、「無収入者」と「不明」に組み分けしデータを示している。「定期収入者」には、パートタイム労働者、年金生活者および生活保護受給者も含まれる。これらを定職に就いた者と同じカテゴリーで分類してよいかは、問題のあるところであるが、分析の便宜上、本稿では「定期収入者」に含めた。

【表 1-2 手続き利用者分類(和歌山)】

手続き利用者分類	全データ			
	全体	全部成立	成立	不調
定期収入者	53	13	43	10
自営業者	4	2	4	0
無収入者	10	3	6	4
不明	6	3	4	2

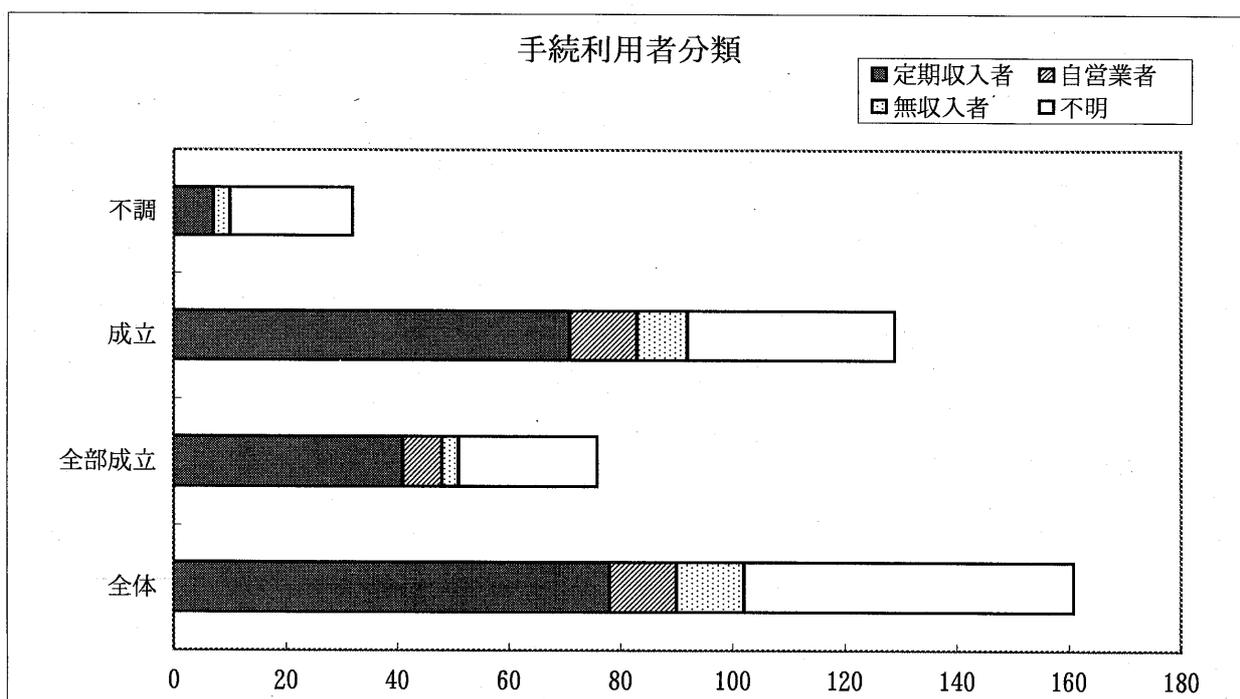
【グラフ 1-2 手続き利用者分類(和歌山)】



【表 1-2 手続き利用者分類(大阪)】

手続き利用者分類	全データ			
	全体	全部成立	成立	不調
定期収入者	78	41	71	7
自営業者	12	7	12	0
無収入者	12	3	9	3
不明	59	25	37	22

【グラフ 1-2 手続き利用者分類(大阪)】



和歌山地域の「定期収入者」の人数は53名で、そのうち「成立」は43名、「全部成立」した人数は13名、「不調」が10名である。大阪地域では、「定期収入者」78名のうち、「成立」は71名、「全部成立」は41名、「不調」が7名である。ここでも、大阪地域の「全部成立」の多さが目に付く。「定期収入者」の中に、両地域ともパートタイム労働者が少数ながらも含まれていることには注意を要する。仮に導入される予定の手続きにおいて、これらの者をどう扱うかは難しい問題であろう。失業率は高い現状にあり、今後ともそれがそのまま維持されるとするならば、いわゆる「定職」をもたない人に対する債務処理手続きの必要性は少なくないであろう。

和歌山地域では「自営業者」の人数がかなり少なく、大阪地域も全体の人数からすればそう多くはない。「自営業者」にとって債務弁済協定調停手続きはそれほど魅力のないものかもしれない。この者については、「定期収入者」よりも債務額が大きくなることが推測されるため、そのような場合には債権者の同意調達が困難であるからかもしれない。

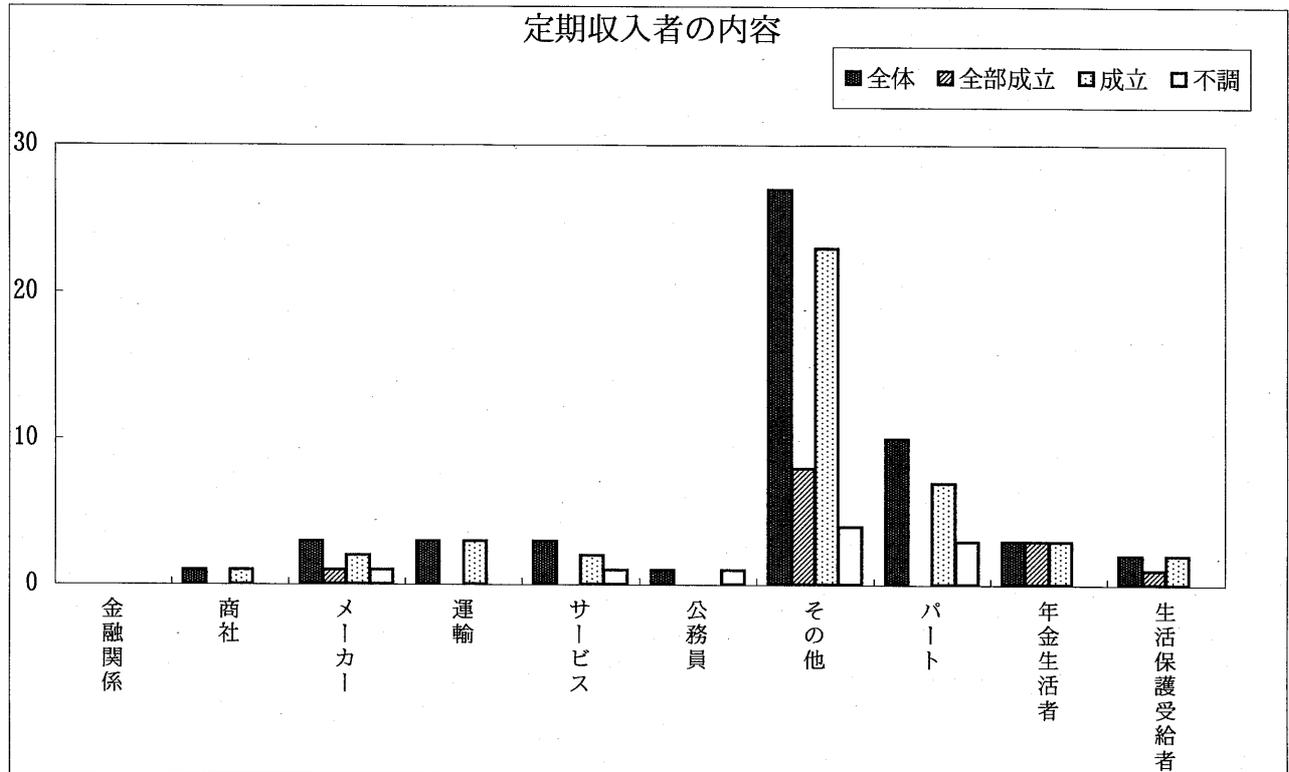
「無収入者」で調停が「成立」している者は、両地域とも少なくない。無収入であるにもかかわらず「成立」する理由としては、たとえば、配偶者や親族から資金援助を受けている可能性が窺えるが、ここでは立ち入った分析を行うことができない。

「定期収入者」の職業等の内訳については、【表 1-3 定期収入者の内容】、【グラフ 1-3 定期収入者の内容】を参照していただきたい。

【表 1-3 定期収入者の内容(和歌山)】

定期収入者の内容	全データ			
	全体	全部成立	成立	不調
金融関係	0	0	0	0
商社	1	0	1	0
メーカー	3	1	2	1
運輸	3	0	3	0
サービス	3	0	2	1
公務員	1	0	0	1
その他	27	8	23	4
パート	10	0	7	3
年金生活者	3	3	3	0
生活保護受給者	2	1	2	0

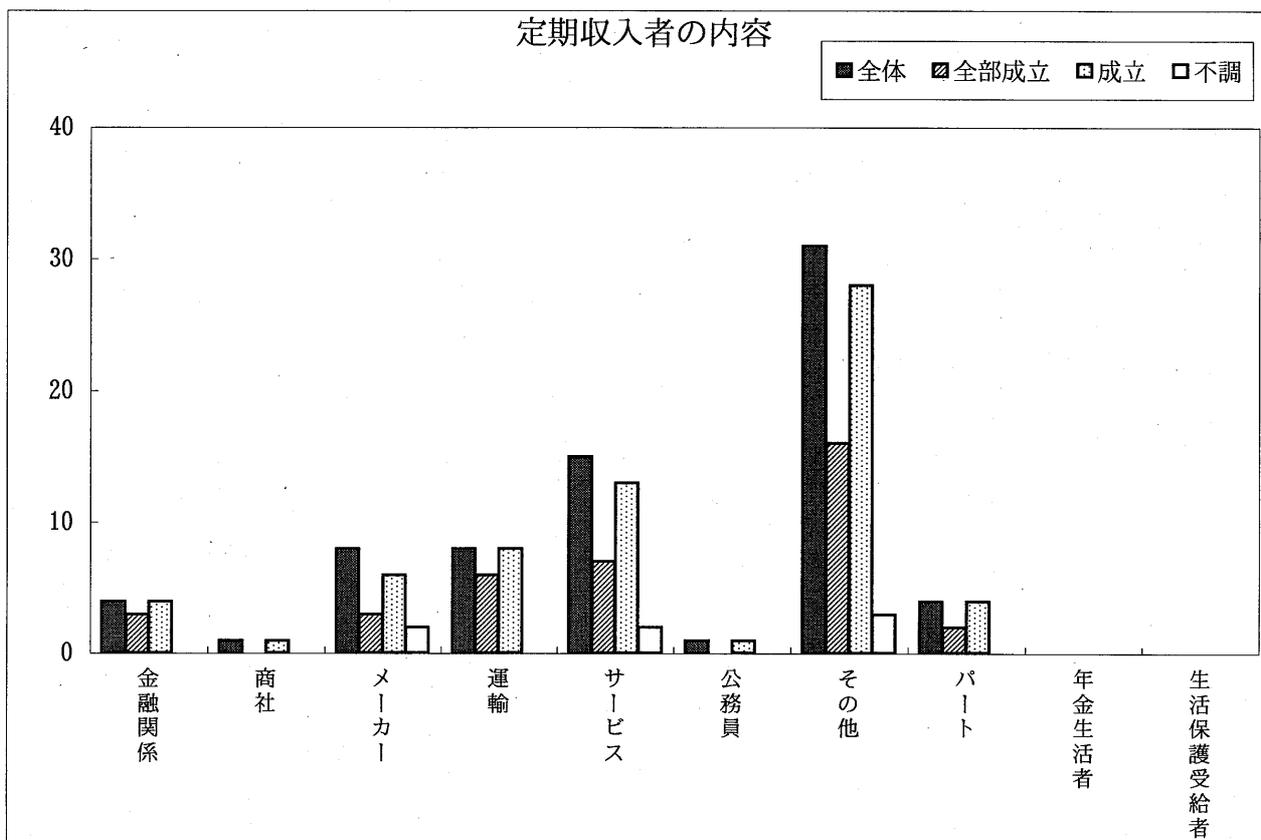
【グラフ 1-3 定期収入者の内容(和歌山)】



【表 1-3 定期収入者の内容(大阪)】

定期収入者の内容	全データ			
	全体	全部成立	成立	不調
金融関係	4	3	4	0
商社	1	0	1	0
メーカー	8	3	6	2
運輸	8	6	8	0
サービス	15	7	13	2
公務員	1	0	1	0
その他	31	16	28	3
パート	4	2	4	0
年金生活者	0	0	0	0
生活保護受給者	0	0	0	0

【グラフ 1-3 定期収入者の内容(大阪)】



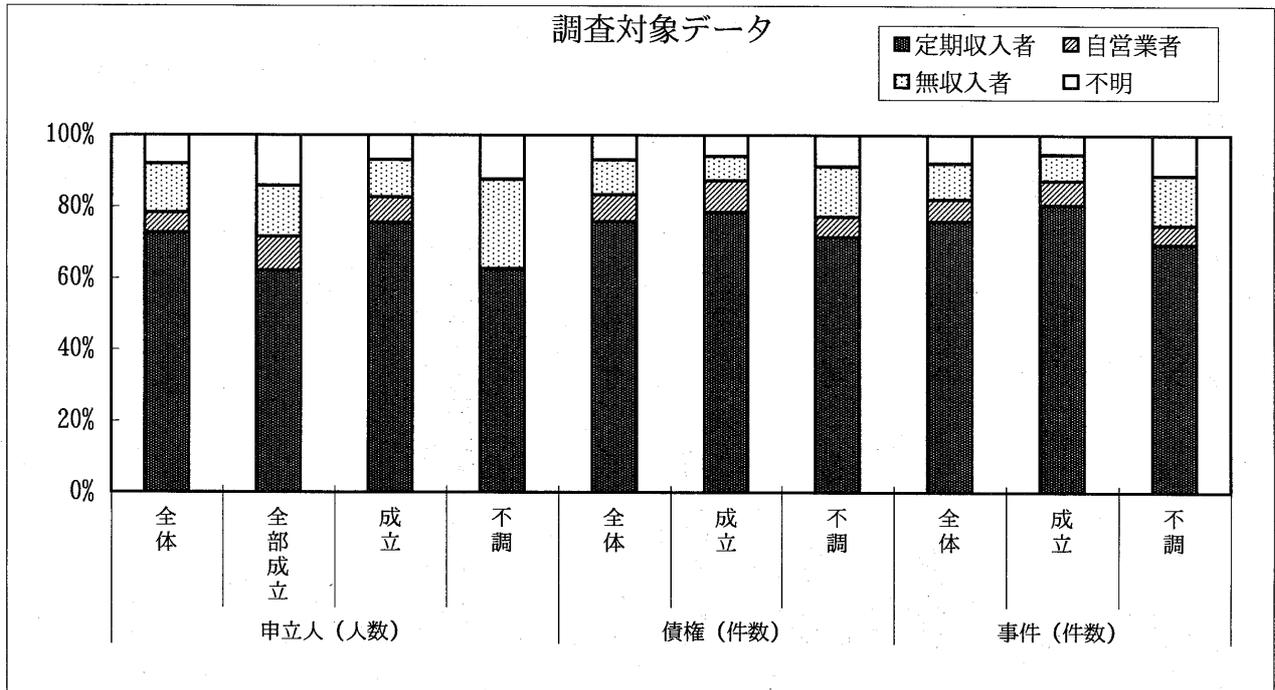
和歌山地域、大阪地域とも、その他に分類されるデータが多い。勤務先の企業の内容をより詳細に調べれば、別の分類が可能かも知れない。いずれにせよ、規模の小さな企業であることは間違いない。勤務先企業の規模も分析の軸として有用かもしれない。このような分析のためには、もう少し詳細な事件記録が必要となろう。

ここで、手続き利用者の枠組みを用いて、【表 1-1 総数】、【グラフ 1-1 総数】を加工してみる。

【表 1-4 調査対象データ(和歌山)】

調査対象データ	申立人 (人数)				債権 (件数)			事件 (件数)		
	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調	全体	成立	不調
全体データ	73	21	57	16	573	350	223	528	310	218
定期収入者	53	13	43	10	433	274	159	400	249	151
自営業者	4	2	4	0	44	31	13	33	21	12
無収入者	10	3	6	4	55	24	31	53	23	30
不明	6	3	4	2	41	21	20	42	17	25

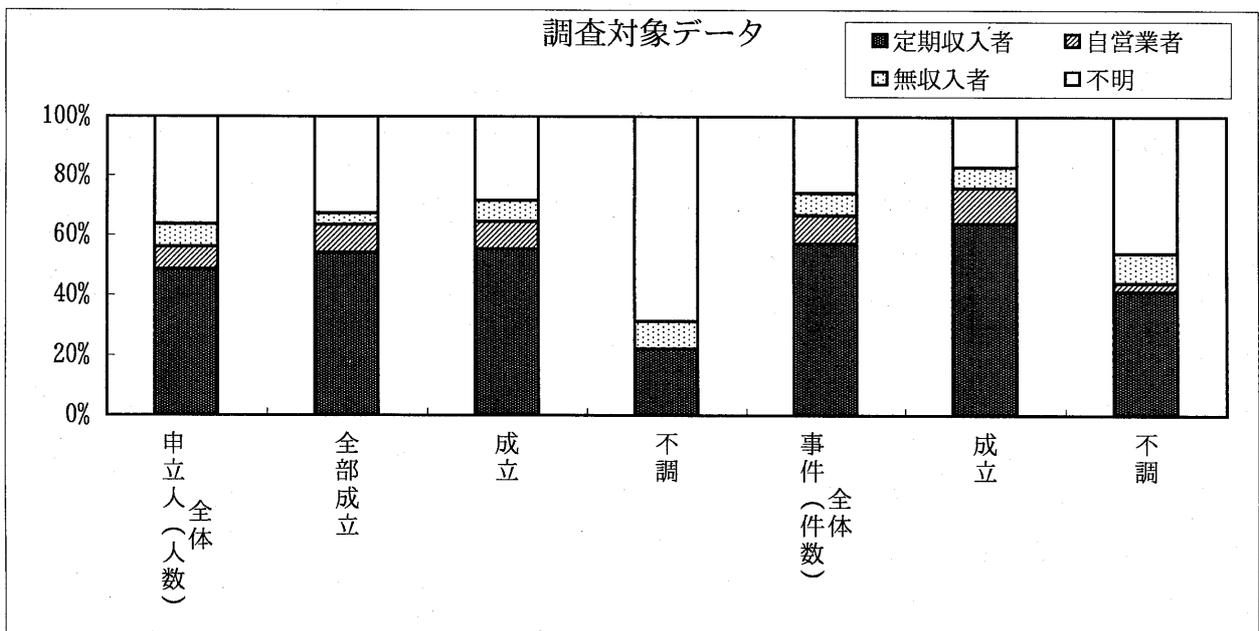
【グラフ 1-4 調査対象データ(和歌山)】



【表 1-4 調査対象データ(大阪)】

調査対象データ	申立人 (人数)				事件 (件数)		
	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調
全体データ	161	76	129	32	942	753	290
定期収入者	78	41	71	7	536	480	119
自営業者	12	7	12	0	90	90	8
無収入者	12	3	9	3	71	54	29
不明	59	25	37	22	245	129	134

【グラフ 1-4 調査対象データ(大阪)】



【表 1-4 調査対象データ】は、【表 1-1 総数】の数値を手続き利用者の組により再分類したものであり、その数値に基づき割合をグラフ化したものが【グラフ 1-4 調査対象データ】である。

「事件」についてみれば、大阪地域は和歌山地域よりも「成立」する事件の数が多い。その原因のひとつは、和歌山地域では「定期収入者」でも「不調」におわる「事件」の数が多いことが考えられる。

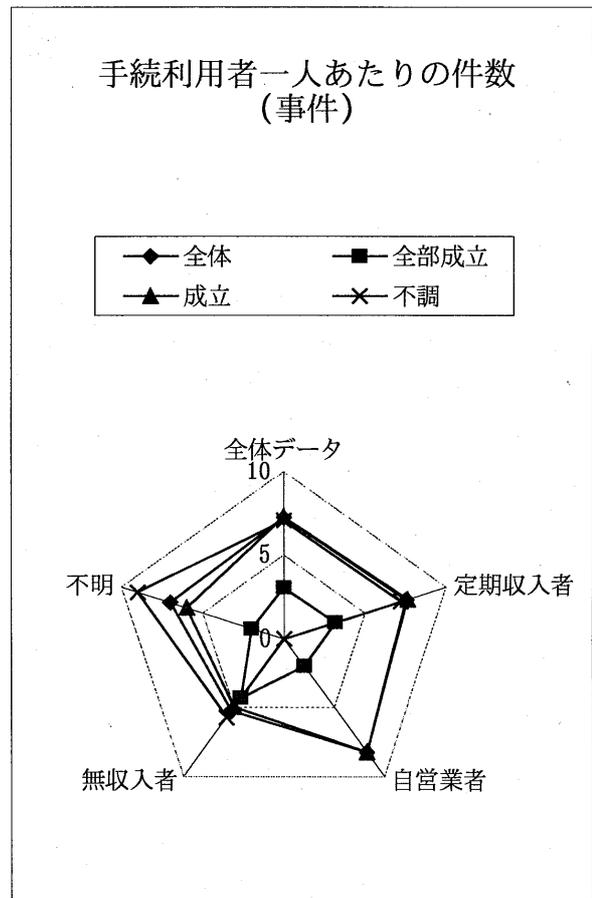
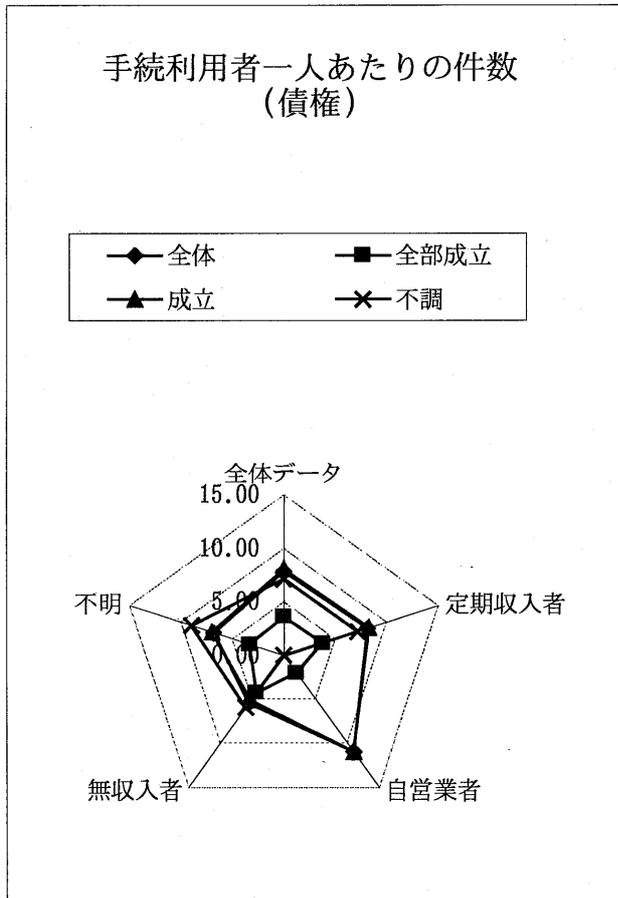
同じように、手続き利用者分類の枠組みを用いて、手続き利用者 1 人あたりの債権・事件数を確認しておく。

【表 1-5 手続き利用者 1 人あたりの申立て件数(和歌山)】

手続き利用者一人あたりの件数	債権 (件数)				事件 (件数)			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調
全体データ	7.85	3.62	8.05	7.13	7.23	3.05	7.28	7.06
定期収入者	8.17	3.77	8.28	7.20	7.55	3.15	7.63	7.20
自営業者	11.00	2.00	11.00	0.00	8.25	2.00	8.25	0.00
無収入者	5.50	4.33	5.17	6.00	5.30	4.33	5.00	5.75
不明	6.83	3.33	7.00	9.00	7.00	2.00	6.00	9.00

【グラフ 1-5-1 手続き利用者 1 人あたりの申立て件数(債権) (和歌山)】

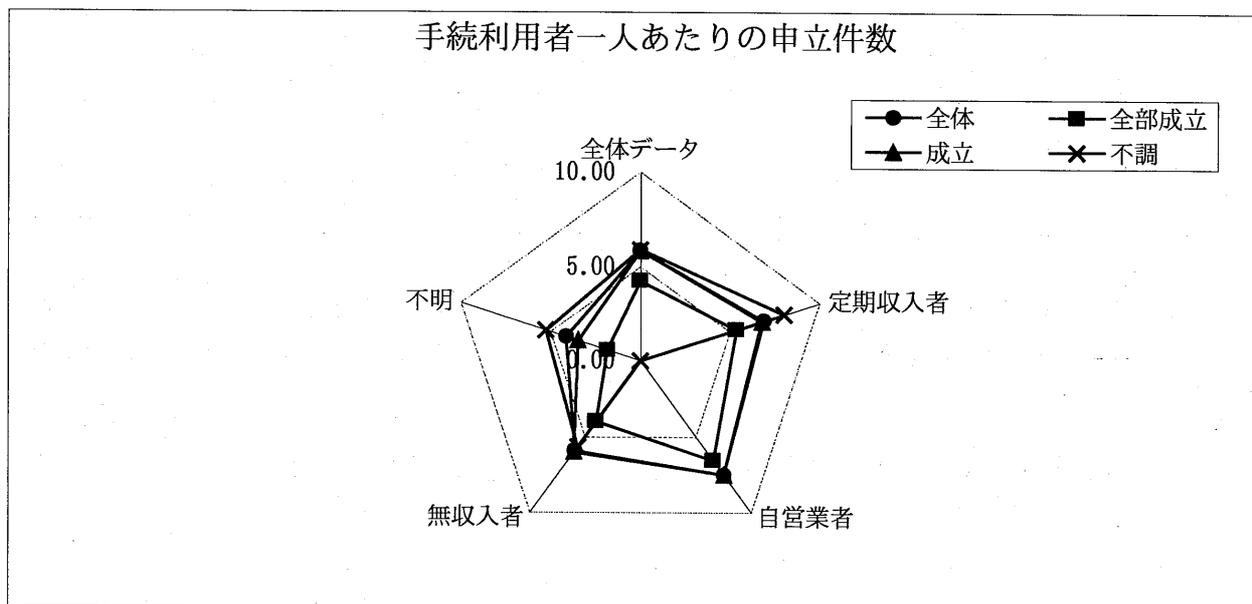
【グラフ 1-5-2 手続き利用者 1 人あたりの申立て件数(事件) (和歌山)】



【表 1-5 手続き利用者 1 人あたりの申立件数(大阪)】

手続き利用者一人あたりの件数	事件 (件数)			
	全体	全部成立	成立	不調
全体データ	5.85	4.25	5.84	5.91
定期収入者	6.87	5.34	6.76	8.00
自営業者	7.50	6.57	7.50	0.00
無収入者	5.92	4.00	6.00	5.67
不明	4.15	1.84	3.49	5.27

【グラフ 1-5-1 手続き利用者 1 人あたりの申立件数(大阪)】



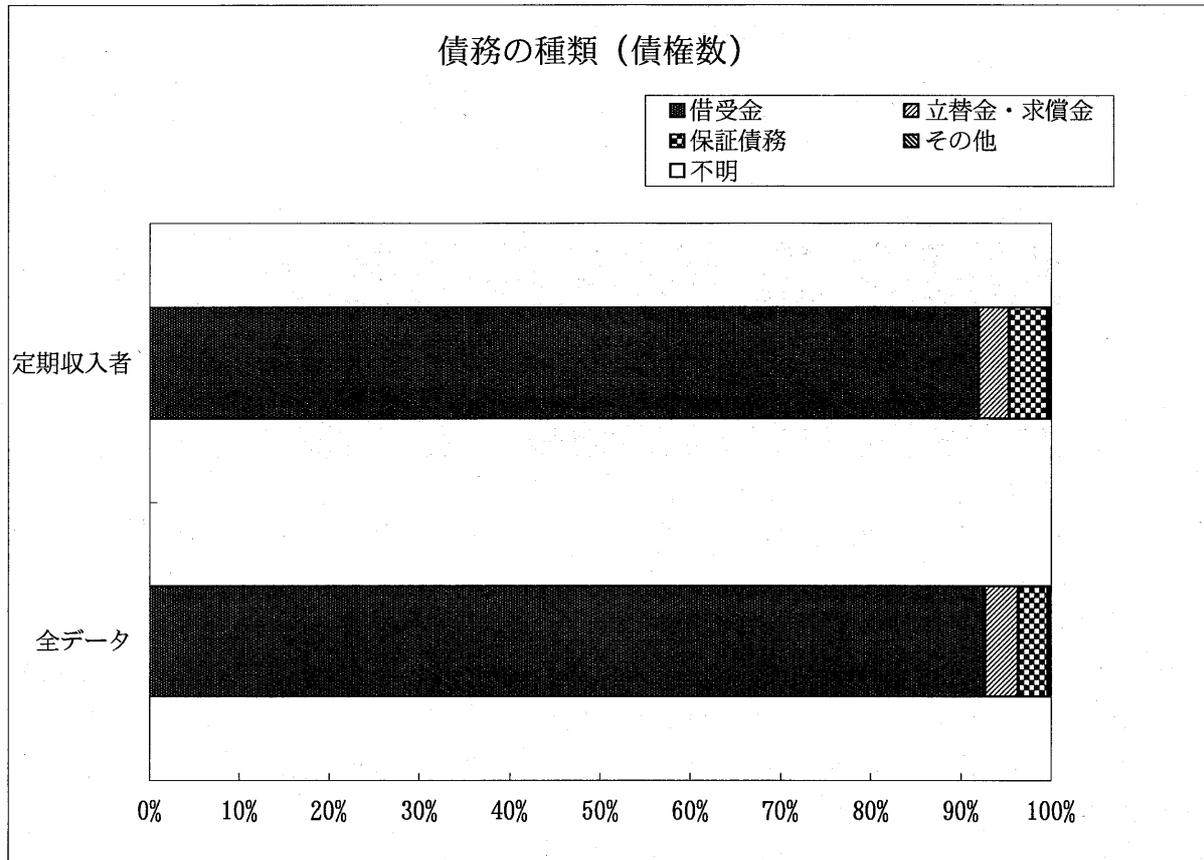
これらの両地域の表・グラフから、和歌山地域においては、手続き利用者 1 人あたり、「全体」として平均しておよそ8件たらずの債権・事件数である。一方、大阪地域では、5.85 件と和歌山地域よりも少ない申立て件数であることがわかる。和歌山地域でより多数の債権者が関与している状況をどう評価するかは、東京地域の分析結果を待ちたい。両地域で共通しているのは、「全部成立」の申立件数が「成立」したそれよりも少なくなるということである。ただ、大阪地域ではその少なくなる割合が和歌山地域のそれよりも小さい。

次に債務の種類を確認しておく。

【表 1-6 債務の種類(債権数)(和歌山)】

債務の種類	全データ	定期収入者
総計	573	433
借受金	531	398
立替金・求償金	21	15
保証債務	19	18
その他	1	1
不明	1	1

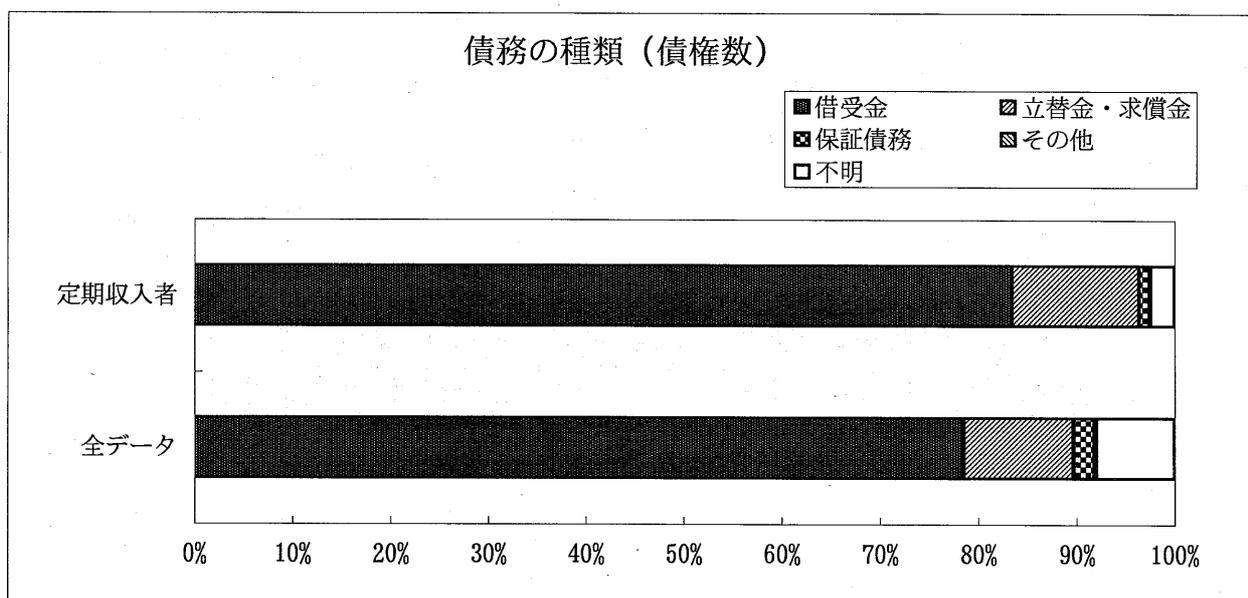
【グラフ 1-6 債務の種類(事件数)(和歌山)】



【表 1-6 債務の種類(事件数)(大阪)】

債務の種類	全データ	定期収入者
総計	1006	578
借受金	790	482
立替金・求償金	112	75
保証債務	21	6
その他	3	1
不明	80	14

【グラフ 1-6 債務の種類(債権数)(大阪)】



いずれの地域においても、申立て債務の大半を占めるのが「借受金」であることがわかる。和歌山地域と比較して大阪地域では、立替金・求償金等の割合が大きくなる。「その他」のなかに含まれる代表的な債務は、携帯電話の利用料に関するものであり、昨今の携帯電話の普及率を反映したものとといえるかもしれない。

最後に、保証人の有無と保証債務の有無を確認しておく。

【表 1-7 保証人の有無(和歌山)】

保証人の有無	申立人(人数)		債権(件数)	
	全体	割合	全体	割合
全データ	25	34.25%	77	13.41%
定期収入者	19	35.85%	65	15.01%

【表 1-7 保証人の有無(大阪)】

保証人の有無	申立人(人数)		事件(件数)	
	全体	割合	全体	割合
全データ	27	16.77%	105	11.15%
定期収入者	12	15.38%	50	9.33%

【表 1-8 保証債務の有無(和歌山)】

保証債務の有無	申立人(人数)	
	全体	割合
全データ	11	15.07%
定期収入者	10	18.87%

【表 1-8 保証債務の有無(大阪)】

保証債務の有無	申立人(人数)	
	全体	割合
全データ	13	8.07%
定期収入者	3	3.85%

【表 1-7 保証人の有無(和歌山)】、【表 1-7 保証人の有無(大阪)】によれば、「全データ」については、和歌山地域に比べて、大阪地域では保証人のついた「申立人」の割合はかなり低い。

「事件」ないし「債権」ごとに見ても同様であり、大阪地域では保証人を付さない貸付慣行があるか、あるいは保証人が付されている場合には、そもそも債務者本人が調停手続きを利用しないということが推測される。この点、「定期収入者」について見てみると、和歌山地域では保証人の付される割合が「全体データ」に比して高いのに対し、大阪地域では逆に低くなっている。このような傾向からすれば、大阪地域では「定期収入者」については保証人を付すことに積極的ではないように思われる。

【表 1-8 保証債務の有無(和歌山)】から、手続き利用者のうち、15.07%が保証債務を申し立てているが、【表 1-6 債務の種類(債権数)(和歌山)】の「債権」全体の数値からみると、4.18%にすぎない。和歌山地域における債務弁済協定調停では、保証債務について利用されることは少ないようである。さらに、【表 1-7 保証債務の有無(大阪)】【表 1-6 債務の種類(事件数)(大阪)】を見ると、大阪地域ではこの傾向がより強くなるのがわかる。【表 1-8 保証人の有無(大阪)】で見たように、大阪地域では貸付にあたり保証人を付すことがそもそも少ないようであり、かかる傾向と右結果は合致するものといえよう。

## II 債務弁済協定調停の終了原因

ここでは、債務弁済協定調停の終了原因について検討する。ここでも、Iの枠組みを用いて、調停案の合意による成立、17条決定成立、取下げ、13条による調停の拒否、不成立に関するそれぞれの数値を提示し、分析を行う。いわゆる個人債務者更生手続きでは、「弁済計画」に対する債権者の同意の取り扱いが重要な論点となりそうであるが、調停不調の事件数や事件率は、この論点を考えるための1つの実証的なデータとなるはずである。そのため、調停が成立した場合と不調に終わった場合の比較を行う。さらに、この手続きの創設において、債権者全員が「弁済計画」に同意した場合の無審査認可が議論される関係で、申し立てた債務すべてに対する調停案が債権者の同意なしに17条決定により成立した申立人の人数に関するデータは有意義であろう。

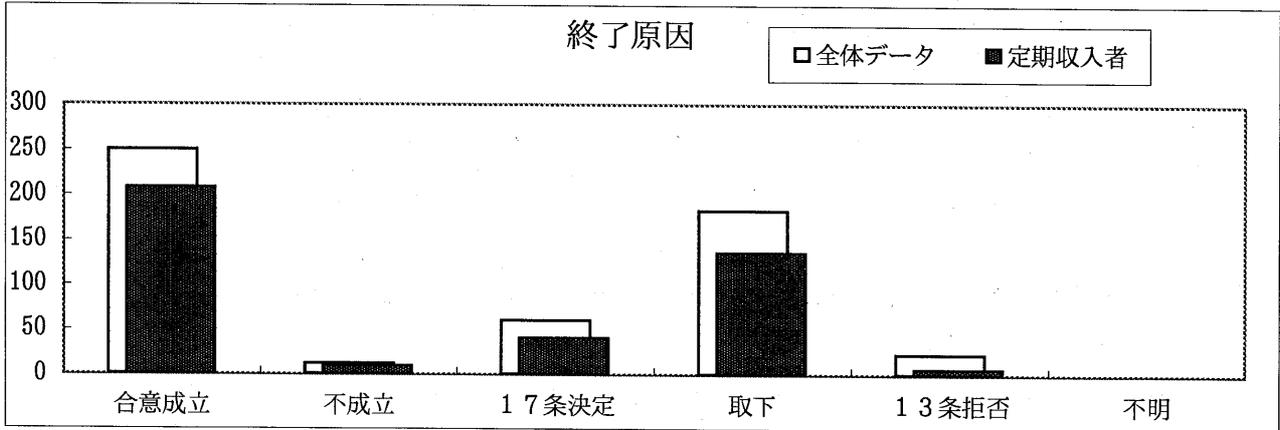
なお、今後の分析のため、また既存の分析結果との整合性を保つ理由から、本章での表・グラフ番号は「4」から始めることとする。

まず、それぞれの終了原因の事件数を手続き利用者の類型ごとに示す。

【表 4-1 終了原因(和歌山)】

終了原因	総計		合意成立		不成立		17条決定		取下		13条拒否		不明	
	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合
全体データ	528	-	250	-	12	-	60	-	183	-	23	-	0	-
定期収入者	400	75.76%	208	83.20%	9	75.00%	41	68.33%	136	74.32%	6	26.09%	0	0.00%
自営業者	33	8.25%	14	5.60%	0	0.00%	7	11.67%	12	6.56%	0	0.00%	0	0.00%
無収入者	53	10.04%	15	6.00%	2	16.67%	8	13.33%	16	8.74%	12	52.17%	0	0.00%
不明	42	7.95%	13	5.20%	1	8.33%	4	6.67%	19	10.38%	5	21.74%	0	0.00%

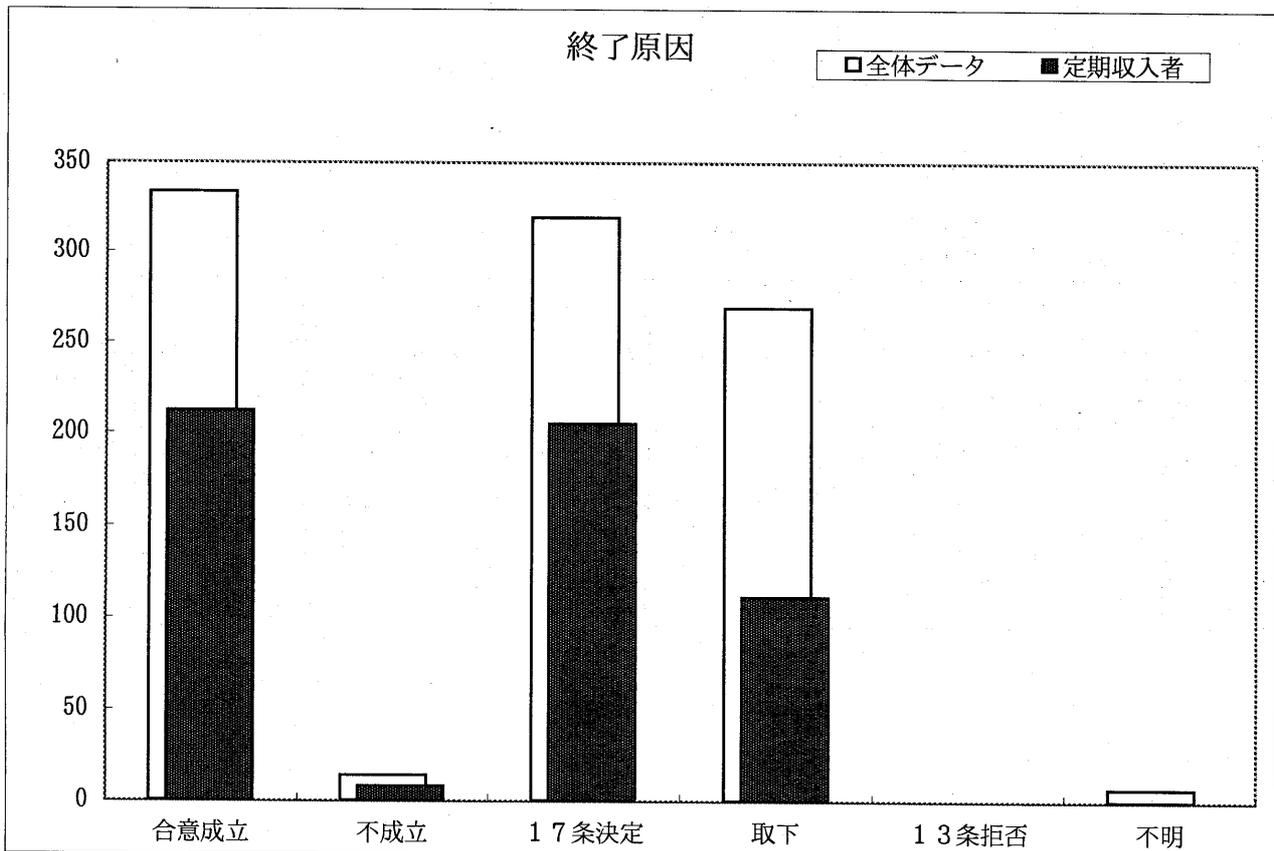
【グラフ 4-1 終了原因(和歌山)】



【表 4-1 終了原因(大阪)】

終了原因	総計		合意成立		不成立		17条決定		取下		13条拒否		不明	
	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合
全体データ	942	100.00%	333	100.00%	14	100.00%	319	100.00%	269	100.00%	0	0.00%	7	100.00%
定期収入者	536	56.90%	212	63.66%	8	57.14%	205	64.26%	111	41.26%	0	0.00%	0	0.00%
自営業者	90	9.55%	44	13.21%	1	7.14%	38	11.91%	7	2.60%	0	0.00%	0	0.00%
無収入者	71	7.54%	19	5.71%	1	7.14%	23	7.21%	28	10.41%	0	0.00%	0	0.00%
不明	245	26.01%	58	17.42%	4	28.57%	53	16.61%	123	45.72%	0	0.00%	7	100.00%

【グラフ 4-1 終了原因(大阪)】



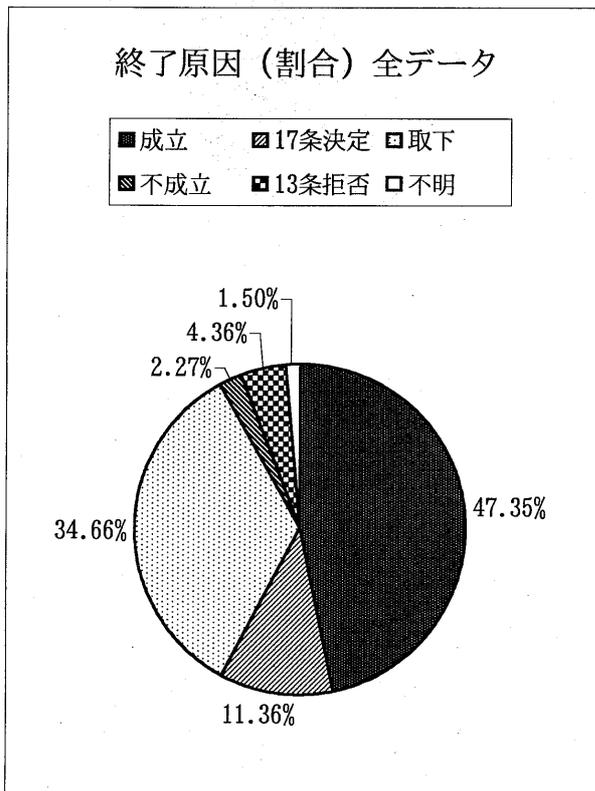
【表 4-1 終了原因(和歌山)】、【グラフ 4-1 終了原因(和歌山)】から明らかなように、和歌山地域においては事件の多くは当事者間の合意により成立しており、「17条決定」の件数はそう多くない。そして、調停がととのわない最大の終了原因は取下げである。この傾向は、定期収入者についても同様である。【表 4-1 終了原因(大阪)】、【グラフ 4-1 終了原因(大阪)】を見ると、「合意成立」の件数が「17条決定」の件数と拮抗しており、大阪地域では、「17条決定」の利用頻度が高いと言える。大阪地域においても調停がととのわない最大の終了原因は取下げであるが、和歌山地域とは異なり、「13条拒否」は見られない。

次に、割合からこれらのデータを見てみることにする。

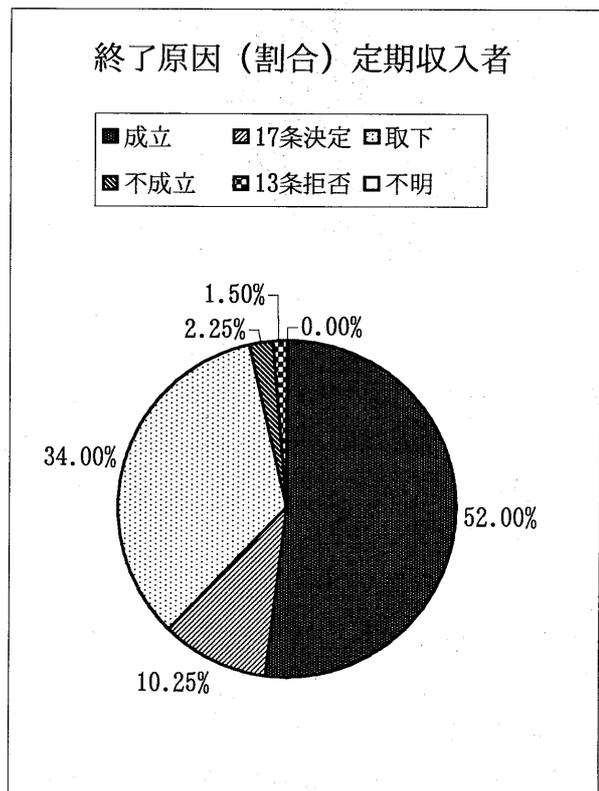
【表 4-2 終了原因(割合)(和歌山)】

終了原因割合	全データにおける 終局事由		定期収入者における 終局事由		自営業者における		無収入者における	
	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合
総計	528	-	400	-	33	-	53	-
成立	250	47.35%	208	52.00%	14	42.42%	15	28.30%
17条決定	183	11.36%	41	10.25%	0	0.00%	2	3.77%
取下	12	34.66%	136	34.00%	12	36.36%	16	30.19%
不成立	60	2.27%	9	2.25%	7	21.21%	8	15.09%
13条拒否	23	4.36%	6	1.50%	0	0.00%	12	22.64%
不明	0	1.50%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

【グラフ 4-2-1 終了原因(割合)  
—全データ(和歌山)】



【グラフ 4-2-2 終了原因(割合)  
—定期収入者(和歌山)】

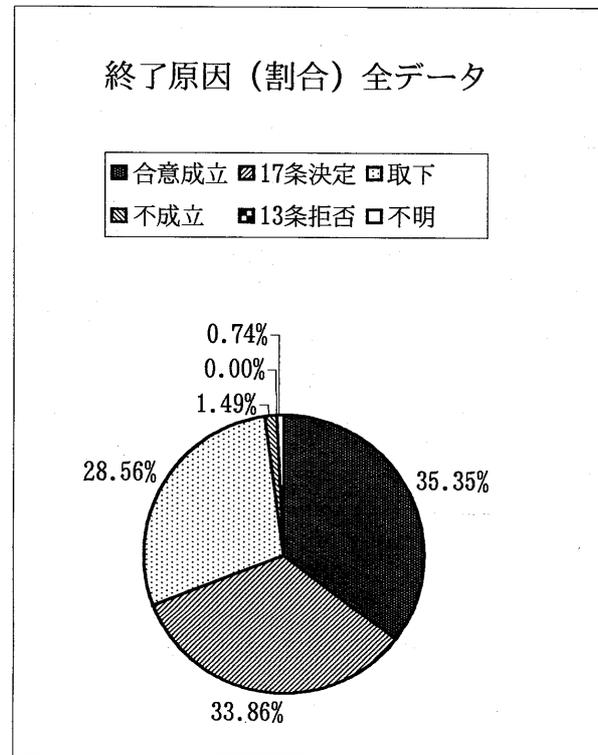


【表 4-2 終了原因(割合)(大阪)】

終了原因割合	全データ		定期収入者		自営業者		無収入者		不明	
	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合
総計	942	100.00%	536	100.00%	90	100.00%	71	100.00%	245	100.00%
合意成立	333	35.35%	212	39.55%	44	48.89%	19	26.76%	58	23.67%
17条決定	319	33.86%	205	38.25%	38	42.22%	23	32.39%	53	21.63%
取下	269	28.56%	111	20.71%	7	7.78%	28	39.44%	123	50.20%
不成立	14	1.49%	8	1.49%	1	1.11%	1	1.41%	4	1.63%
13条拒否	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
不明	7	0.74%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	7	2.86%

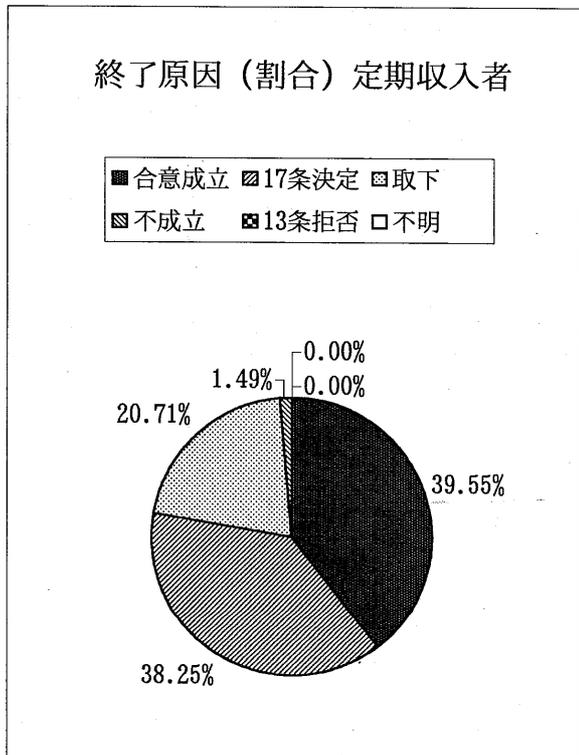
【グラフ 4-2-1 終了原因(割合)

\_\_全データ(大阪)】



【グラフ 4-2-2 終了原因(割合)

\_\_定期収入者(大阪)】



これらのデータのなかで、とくに【グラフ 4-2-1 終了原因(割合) \_\_全データ(和歌山)】と【グラフ 4-2-2 終了原因(割合) \_\_定期収入者(和歌山)】に注目したい。「定期収入者」について、「全データ」と比較して言えるのは、合意による成立の割合が高まり、13条による拒否の割合が低下することである。定期収入がある場合には、債権者からの合意調達が、比較的容易になるようである。他方で、【グラフ 4-2-1 終了原因(割合) \_\_全データ(大阪)】、【グラフ 4-2-2 終了原因(割合) \_\_定期収入者(大阪)】によれば、「定期収入者」は「全データ」よりも「合意成立」および「17条決定」の割合が高くなっている点は和歌山地域と同様であり、やはり定期収入を有する申立人のほうが債権者の合意を調達しやすいということであろう。いずれの地域にも共通していることであるが、「無収入者」についても、一定の割合で調停がととのっているという事実は興味深い。その背後にいる者が債務を負担しているのかもしれない。個人債務者更生手続きの利用主体として、定期収入のあることを要件と

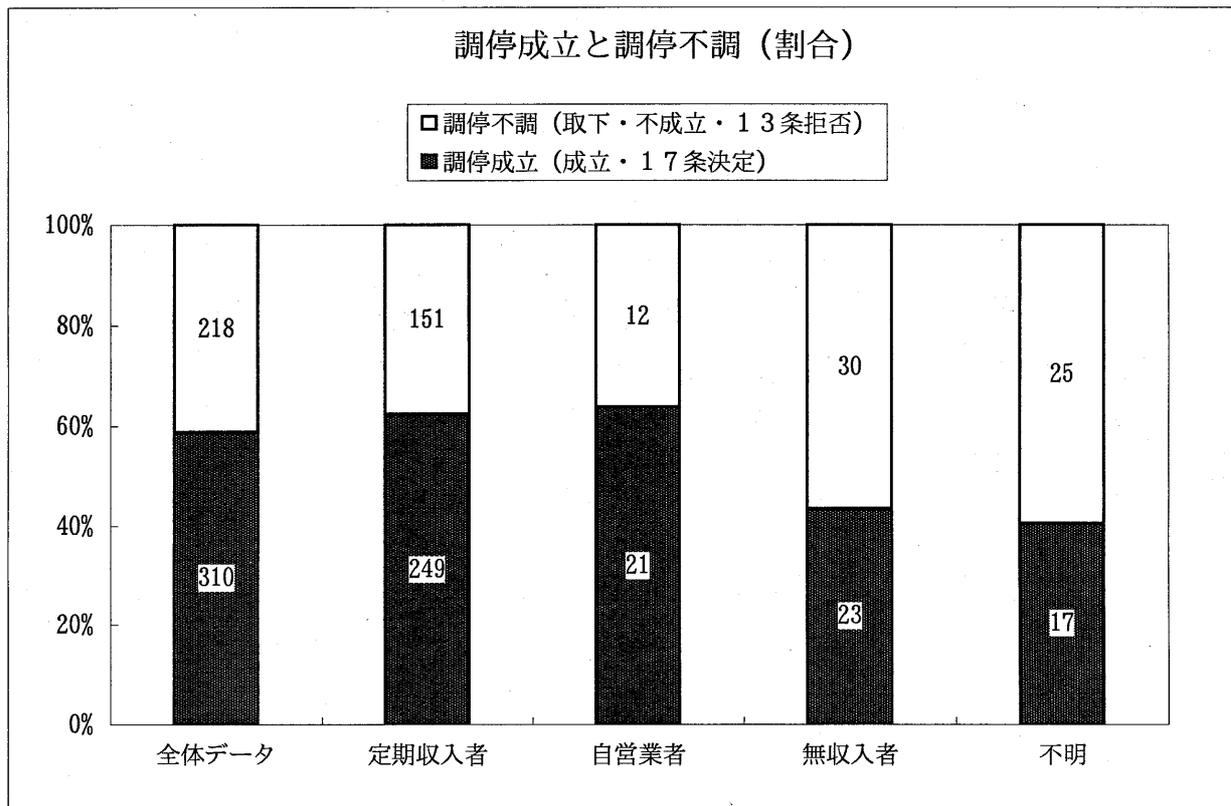
して厳密に課した場合、収入のない者は民事調停手続きを利用することになるのか。

これらの一般的なデータを踏まえて、調停が成立した事件と不調に終わった事件に関する分析を行う。

【表 4-3 調停成立と調停不調(和歌山)】

調停成立と調停不調	調停成立 (成立・17条決定)	調停不調 (取下・不成立・13条拒否)
	事件数	事件数
全体データ	310	218
定期収入者	249	151
自営業者	21	12
無収入者	23	30
不明	17	25

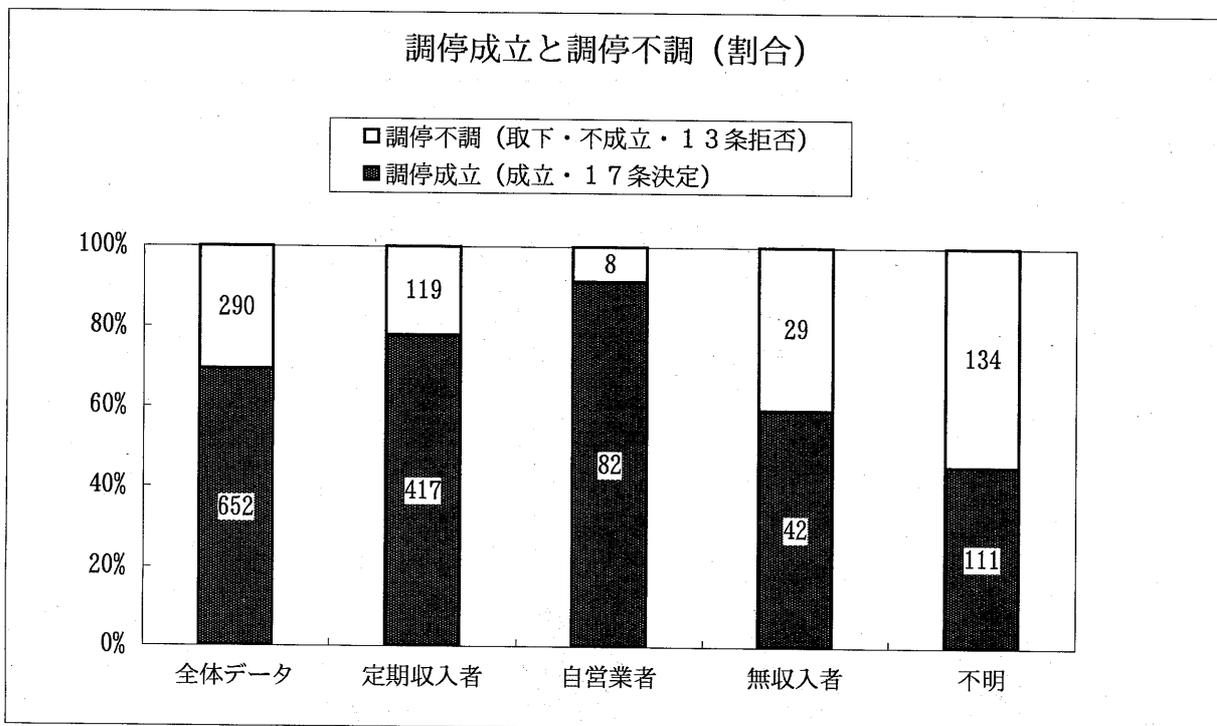
【グラフ 4-3 調停成立と調停不調(割合)(和歌山)】



【表 4-3 調停成立と調停不調(大阪)】

調停成立と調停不調	調停成立 (成立・17条決定)	調停不調 (取下・不成立・13条拒否)
	事件数	事件数
全体データ	652	290
定期収入者	417	119
自営業者	82	8
無収入者	42	29
不明	111	134

【グラフ 4-3 調停成立と調停不調(割合)(大阪)】



【表 4-3 調停成立と調停不調(和歌山)】、【グラフ 4-3 調停成立と調停不調(割合)(和歌山)】からすると、和歌山地域では、たとえば、「全体データ」と「定期収入者」に関しておよそ 60%の「調停成立」事件がある。これに対して、【表 4-3 調停成立と調停不調(大阪)】、【グラフ 4-3 調停成立と調停不調(割合)(大阪)】から明らかのように、大阪地域では、「調停成立」事件の割合は、「全体データ」について約 70%と「定期収入者」に関して 80%たらずの割合となっている。このことから大阪地域のほうが和歌山地域よりも「調停成立」の割合が高いと言える。さらに、大阪地域では「全部成立」の件数が多いこともすでに指摘した。大阪のような都市部では債権者の合意を容易に調達することができ、「調停成立」となりやすいかと言えるかどうかは、東京の分析結果を待たなければならないであろう。もしも同じような分析結果が出たならば、都市部においては債権者の合意を比較的容易に調達することで、新しい手続きが十分に機能する可能性があると言えよう。

## 結びにかえて

ここまでの分析を踏まえ若干のコメントを述べ、結びにかえたい。

本稿では、新しく創設されるであろういわゆる個人債務者更生手続きとこれまで集団的な消費者債務の処理手段として活用されてきた債務弁済協定調停手続きとの関係を考える前提として、そもそも後者の手続きがどのように運用されているのかを和歌山・大阪簡易裁判所の平成10年に終結した事件の記録をもとに分析を行ったものである。

債務弁済協定調停手続きにおいて、今回分析した和歌山・大阪両地域とも、「パートタイム労働者」や「無収入者」に分類される人々の利用が確認された。これらの人々を新しい手続きがカバーすべきかどうかは問題であろうが、仮に手続き利用者から洩れたとしても、民事調停手続きの利用による債務の調整手段は保障されていると言えよう。

申立て債務の大半は、両地域とも消費者金融機関からの「借入金」であり、立替金・求償金等の比率は低い。若干目に付くのは、携帯電話の利用料金が申し立てられている点である。新しい手続きにおいても、おそらくこのような傾向は変わらないと思われる。その意味で、弁済計画を立てる際には利息制限法による引き直し等機械的な処理が可能になるかもしれない。大阪地域は和歌山地域とは異なり、保証人が付いた債務を申し立てる割合がきわめて低い。これが都市部の特徴であるかどうかは、東京の分析結果を待ちたい。

債務弁済協定調停手続きの終了原因に関して、調停がととのわない原因が「取下げ」である点で和歌山・大阪両地域とも共通している。もっとも、和歌山地域で「13条拒否」という処理がなされているのに対し、現在の分析時点において、大阪地域ではそのような処理は見られなかった。

「成立」に関しては、大阪地域は和歌山地域とは異なり、「合意成立」と同じくらい「17条決定」がよく利用されている。このような傾向が都市部の特徴であると言えるかは、東京の分析結果を待ちたいが、大阪地域では申し立てた事件全件について「全部成立」の件数が多く、これを合わせて考慮すれば、債権者の同意がある場合の無審査認可等が円滑に運用される可能性があると言えよう。調停がととのった割合も、大阪地域のほうが高いことがわかる。その原因として、「17条決定」の積極的な利用が鍵を握ることにはならないか。このことを探ることは今後の課題である。手続き利用者の視点から見れば、「定期収入者」の「成立」率が高いことは当然かもしれない。その一方で、すでに述べたように、「無収入者」でも「成立」する可能性はあるわけで、この者に対する債務調整のための手続きを存置する意義は大きい。

本稿で分析項目が尽きたわけではなく、残された課題は少なくないが、本格的な分析については東京地域の分析結果を待ち、他日を期したい。